

附 則

（適用時期）

第一条 この告示は、令和五年三月三十一日から適用する。

（信用金庫又は信用金庫連合会におけるS A—I C V Aの適用日前の承認）

第二条 信用金庫又は信用金庫連合会は、令和五年三月三十一日前においても、第二条の規定による改正後の信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下「新告示」という。）第二百七十条の四の二の規定により、S A—I C V Aに係る承認の申請をすることができる。

2 金融庁長官は、令和五年三月三十一日前においても、信用金庫又は信用金庫連合会が前項に定めるところにより承認の申請を行った場合には、新告示第二百七十条の四の三の規定により承認を行うことができる。この場合において、令和五

年三月三十一日以前に与えられた承認の効力は、令和五年三月三十一日から生ずるものとする。

（信用金庫又は信用金庫連合会における簡便法の適用要件に係る取扱い）

第三条　国内基準金庫であつて、第●条の規定による改正前の信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第二百七十条の三又は第二百七十条の四の規定によりCVAリスク相当額を算出している信用金庫及び信用金庫連合会については、新告示第二百七十条の五の規定は、適用しない。